

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第13回 2019年4月

## 5月1日より課税ロイヤリティの支払後、30日以内に税関へ納税申告

### 本アラートの分析対象法規

- 税関総署公告2019年第20号（税関監督管理方式コードの増設に関する公告）
- 税関総署公告第58号「ロイヤリティの納税申告手続き関連問題についての公告」

### 背景

税関総署は、2019年1月23日付けで2019年第20号公告「税関監督管理方式コードの増設に関する公告」（以下「20号公告」）を公布し、税関監督管理方式「ロイヤリティ事後納税申告」（コード：9500）を増設した。また、税関総署は、2019年3月27日付けで2019年第58号公告「ロイヤリティの納税申告手続き関連問題についての公告」（以下「58号公告」）を公布し、課税ロイヤリティの申告、納税、滞納金などの事項を明確にした。

近年、中国税関は企業によるロイヤリティの対外送金に関わる課税問題に注目し続けている。2016年3月30日より、輸入通関申告書に「3つの確認項目」（即ち、「特殊関係の確認」、「取引価格への影響確認」及び「ロイヤリティ支払の確認」）が追加された。これは、税関が輸入申告段階においてロイヤリティなどの関税評価問題への管理強化が示唆されたものである。2018年初、税関総署は、ロイヤリティの納税申告関連問題について意見募集稿を起草し、各地の税関及び輸出入企業から意見を募集し、修正を重ねて、最終的に20号公告及び58号公告を発行した。特に58号公告においては、税関によるロイヤリティ課税作業が規範化されたほか、企業による課税ロイヤリティの申告期限、申告方式などに関して具体的な要求が示された。これも中国税関が世界税関機構（WCO）の貿易円滑化推進に取り組むための重要な措置の一つである。

### 主要内容

2016年以来、税関総署のロイヤリティに対する申告要件は下記のとおりである。

	関連法規	公布日及び発効日	ロイヤリティの申告要件
1	税関総署公告 2016 年第 20 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016 年 3 月 24 日公布、3 月 30 日発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出入取引において、<u>買手が、売手</u> <u>或いは関連当事者に直接又は間接的にロイヤリティを支払ったことがある場合</u>、申告表に「Yes」と記入する。そうでなければ、「No」と記入する。</li> </ul>
2	税関総署公告 2017 年第 13 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年 3 月 16 日公布、3 月 29 日発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買手が、売手或いは関連当事者に直接又は間接的に<u>輸入貨物に関わる</u>ロイヤリティを支払ったことがあり、かつ当該ロイヤリティが貨物の実際支払った価格、支払うべき価格に算入されていない場合、申告表に「Yes」と記入する。</li> <li>ロイヤリティの支払が輸入貨物に関わるかを確認できない場合、申告表に「Yes」と記入する。</li> <li>直接又は間接的にロイヤリティを支払ったことがない、或いはロイヤリティが輸入貨物と無関係なことを確認した場合、申告表に「No」と記入する。</li> <li>ロイヤリティが輸入貨物の実際支払った価格、支払うべき価格に<u>含まれる</u>場合、申告表に「No」と記入する。</li> </ul>
3	税関総署公告 2019 年第 20 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年 1 月 23 日公布、3 月 1 日発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関監督管理方式コード9500（「ロイヤリティ事後納税申告」）は、納税義務者が<u>貨物の輸入後にロイヤリティを支払い</u>、規定された申告期限までに税関に納税申告を行う場合に適用される。</li> </ul>

4	税関総署公告 2019年第58号	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年3月27日公布、5月1日発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売手或いは関連当事者に直接又は間接的に<u>輸入貨物に関わる課税ロイヤリティを支払う必要がある</u>場合、当該ロイヤリティが輸入貨物の実際支払った価格、支払うべき価格に<u>含まれるか否かにかかわらず</u>、「ロイヤリティ支払の確認」欄に「Yes」と記入する。</li> <li>売手或いは関連当事者に直接又は間接的に<u>輸入貨物に関わる課税ロイヤリティを支払う必要がない</u>場合、「ロイヤリティ支払の確認」欄に「No」と記入する。</li> <li>申告期限の確定</li> <li>「課税ロイヤリティ申告表」の追加</li> </ul>
---	---------------------	-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

58号公告の具体的な更新内容は下記のとおりである。

### 1、申告表の「ロイヤリティ確認」欄の記入

- 輸入貨物に関わるロイヤリティが存在し、当該ロイヤリティが輸入貨物の実際支払った価格、支払うべき価格に含まれるか否かにかかわらず、「ロイヤリティ支払の確認」欄に「Yes」と記入する。

### 2、課税ロイヤリティに対する申告期限要件

- 輸入貨物の申告を行うときにロイヤリティが既に支払われた場合、輸入貨物の申告に際して支払済みの金額を申告する。税関は、輸入貨物の申告を受けた当日に適用される税率、為替レートに基づき、ロイヤリティに対して課税する。
- 輸入貨物の申告を行うときにロイヤリティが支払われていない場合、毎回支払った後30日以内に税関に納税申告手続きを行う。税関は、納税義務者の納税申告を受けた当日に適用される税率、為替レートに基づき、ロイヤリティに対して課税する。

### 3、課税ロイヤリティの申告要件

- 輸入貨物の申告を行うときにロイヤリティを申告する場合、通関申告書の「雑費」欄に記入する。
- ロイヤリティが支払われた後30日以内に申告する場合、「課税ロイヤリティ申告表」に記入する。通関申告書の「監督管理方式」欄に「ロイヤリティ事後納税申告」（コード：9500）、「商品名称」欄に元の貨物名称、「商品番号」欄に元の輸入貨物番号、「法定数量」欄に「0.1」、「価格総額」欄に毎回支払った課税ロイヤリティ金額、「グロスウェイト」及び「ネットウェイト」欄

に「1」を記入する。

#### 4、「課税ロイヤリティ申告表」の記入要件

- 税関にロイヤリティの税関審査・確定状況を説明する。例えば、事前価格査定を申請したかどうかを説明する。
- ロイヤリティに関わる元の輸入貨物通関申告書のHSコード、ロイヤリティ契約/協議、ロイヤリティ発票、ロイヤリティの支払証憑及び税務機関から取得した源泉徴収証憑を提出する。
- 企業に「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」（以下「査定弁法」）に照らし、ロイヤリティと輸入貨物との関係及びロイヤリティの支払いが販売要件を構成するか否かについて説明させる。

#### 5、滞納金

- 企業は課税ロイヤリティが存在するが、「ロイヤリティ支払の確認」欄に記入するとき、「No」と間違えて記入した、或いはロイヤリティ支払の確認」欄に「Yes」と正確に記入したが規定された申告期限内に納税申告しなかったため、税金の過少徴収或いは徴収漏れになった場合、税関は過少徴収或いは徴収漏れの税金額に対し、一日あたり0.05%の滞納金を課す。
- 企業の「ロイヤリティ支払の確認」の誤記により、税金の過少徴収或いは徴収漏れになった場合、税関は納税日或いは貨物通過の日から違反行為が税関に発見された日迄滞納日数を計算する。企業は締切日以降に税関にロイヤリティを申告する場合、税関は申告期限の締切日から納税申告日或いは違反行為が発見された日までの日数を滞納日数とする。
- 税関査定条例の規定における自主的開示要件に該当する場合は滞納金が減免できる。

#### KPMGの所見

今年に公布された20号及び58号公告によると、課税ロイヤリティの申告方式は従来の税関が主導した事後追徴方式から企業による自主的開示方式へシフトした。また、企業は課税ロイヤリティを特殊貨物とみなし通関申告書を通じて税関に申告する。20号及び58号公告に基づき、ロイヤリティの対外支払を行う企業、特にロイヤリティ課税が確認された企業は下記の問題にご留意頂きたい。

##### 1、58号公告は5月1日より発効するが、どのように準備するか。

意見募集稿に提出された180日の移行期間について、58号公告には移行期間の設定がない。58号公告に詳細な記入・申告要件が定められたことを考え、ロイヤリティについて税関に税金を納付する企業は2019年4月末までに納税申告手続きを完了したほうがよい。

##### 2、通関申告書の「ロイヤリティ支払の確認」欄の記入要件に変更があるか、

### **企業はどのように対応するか。**

58号公告によると、課税ロイヤリティが実際に支払った価格或いは支払うべき価格に含まれるか否かにも関わらず、一律して「ロイヤリティ支払の確認」欄に「Yes」と記入する。これは2017年第13号公告の記入要件と異なっている。課税ロイヤリティが実際に支払った価格或いは支払うべき価格に含まれる企業について、以前は「No」と記入したが、5月1日以降「Yes」と記入し、当該欄の記入の正確性を確保しなければならない。

58号公告では、輸入貨物に関わる課税ロイヤリティが「Yes」、輸入貨物と無関係な非課税ロイヤリティが「No」を記入すると明確された。以前の規定と比べて、「課税」2文字のみを増加したが、「価格査定弁法」と一致している。企業は「輸入貨物と関わる」と「販売要件を構成する」といった2つの要件を同時に満たすロイヤリティのみに対し「Yes」と記入することを明確となった。これによって、今迄企業にとって申告に伴う悩みが解消された。

### **3、58公告では毎回ロイヤリティを支払った後30日以内に税関に納税申告手続きを行わなければならないと規定されたが、コンプライアンス確保のため、企業はどのように申告すればよいのか。**

58号公告における大きな変更点として、課税ロイヤリティの申告期限が明示され、規定通りに申告手続きを行わない企業に対し滞納金が課されると定めた。対外支払から税関への納税申告までの過程に要する資料が多く、申告対象内容が多いが、税関が定める申告期限が30日しかないことにより、企業はロイヤリティの海外送金の予定がある時点で、直ちに税関とコミュニケーションを取り、事前の準備をしておいたほうがよい。

税関の査定結果によってロイヤリティの定期的な申告が必要と認定された企業は、58号公告では毎回ロイヤリティを支払った後30日以内に税関に納税申告手続きを行わなければならないという新たな要求に応じて、迅速に主管税関と交渉し、新たな定期的な申告方式を確定し、滞納金が発生しないように心掛ける。

58号公告によると、企業は自主的に開示する場合、滞納金が減免できる。このため、課税ロイヤリティが存在している企業は積極的に自己検査を行い、かつ自主的開示の方式で税関に申告することにより、滞納金による損失を低減させる。

### **4、「課税ロイヤリティ申告表」の提出に伴い、大量の付属資料が必要となるため、企業はどのように準備するか。**

58号公告の添付ファイルである「課税ロイヤリティ申告表」によると、ロイヤリティ課税に関する説明などの資料を提出する必要があるため、企業にとって税関価格評価に関するより高い専門知識を求められている。

58号公告は通関申告書のデータ要件を定めた。具体的には、課税ロイヤリティに対応する通関申告書が1枚のみある場合、元の輸入貨物通関申告書の番号の提出が要求された。また、通関申告書が複数ある或いは複数項目の輸入貨物に関わる場合、付属資料リストに当該ロイヤリティに関わる通関申告書の番号及び関連貨物の状況を記入しなければならない。企業は通関申告データが輸入貨物の詳細な状況を反映し、かつ各貨物と課税ロイヤリティとの関連状況に基づき税関が認めた配賦計算式で一括計算するように、税関システムを構築し、或いはグレードアップしなければならない。

58号公告は更に明確し、改善すべきところがある。例えば、当該公告では、企業は課税ロイヤリティを海外送金後に納税申告を行うと定めたが、費用計上済みで未払いロイヤリティに対し納税申告を要求していない。一方、査定価格弁法によると、課税ロイヤリティが実際に支払った、或いは支払うべきもののいずれにしても、輸入貨物の課税価格に算入しなければならない。また、「課税ロイヤリティ申告表」に付随する資料が多く、かつ毎回の申告に提出が必要であるが、企業の負担を軽減するために、初回申告に提出済みかつ毎回の申告に提出する必要のある資料に対して、再び提出不要と税関に検討して頂きたい。

#### **KPMGが提供できるサービス**

- ロイヤリティ及びその他非貿易取引送金項目の性質及び輸入貨物リストを整理し、関連項目が輸入貨物の課税価格に加算すべきかの分析のサポート。
- ロイヤリティに関する税関査定の対応、説明文書の作成、税関への資料送付、資料の説明に同行などのサポート。
- 税関へのロイヤリティに関する事後の追納、及び税関とのコミュニケーションのサポート
- Tax Intelligence Solution（TIS）システムを運用して税関への申告業務や事後審査の自動化のサポート。

## お問合せ先

### 華北地域

**Morimoto Tadashi 森本 雅**

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 5889

**Matsuda Kensuke 松田 健輔**

Director ディレクター

Email: [kensuke.matsuda@kpmg.com](mailto:kensuke.matsuda@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7034

**Li Lisa 李輝**

Director ディレクター

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

### 華中・華東地域

**Hirasawa Naoko 平澤 尚子**

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3098

**Xu Jie 徐潔**

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

**Wang Zhewei 王哲蔚**

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

**Hayashida Hironori 林田 弘徳**

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

**Mokuta Masakazu 壺田 正和**

Director ディレクター

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

**Inanaga Shigeru 稲永 繁**

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

**Chen Vivian 陳蔚**

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198